

京都市緊急通報システム事業等運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、緊急通報システム事業及び同システムに連動する住宅用火災警報器に関する事業（以下「緊通連動住警器事業」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、在宅のひとり暮らしの高齢者等及び身体障害者が、急病、災害その他の緊急事態に遭遇したときに、緊急に消防局に通報できるシステム（以下「緊急通報システム」という。）及び同システムに連動する住宅用火災警報器（以下「緊通連動住警器」という。）の構築と運営、救護等に係る地域の協力体制並びに高齢者や身体障害者の保健福祉に関する相談に応じられる体制を構築することにより、在宅生活の安全を確保し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「単身高齢者世帯等」とは、次の各号に掲げる世帯（常に1日のうち8時間以上これらと同等の状態になることが明らかな世帯を含む。）をいう。

(1) 第6条第1号及び第2号に該当する者だけで構成される世帯

(2) 第6条第1号及び第2号に該当する者及び次に掲げる者だけで構成される世帯

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者

イ おおむね65歳以上の者

ウ 18歳未満の者

2 この要綱において「近隣協力員」とは、緊急通報システムを利用する者（以下「利用者」という。）の近隣に居住する者で、次の各号に掲げる活動を行うことにより、消防署その他の関係機関の緊急時の対応に協力するものをいう。

(1) 利用者から緊急通報がなされた場合に、消防局消防指令センター（以下「指令センター」という。）からの要請により利用者の状況の確認を行うこと。

(2) 前号の確認の結果に対応した活動を行い、必要に応じて指令センターへの連絡を行うこと。

(3) その他利用者の救護等に係る地域の協力体制の構築のために必要な活動を行うこと。

3 この要綱において「区役所等所轄課」とは、区役所又は区役所支所において緊急通報システム事業の実施に関する事務を所轄する課をいう。

(実施主体等)

第4条 本要綱に規定する事業は、保健福祉局及び消防局が共同して運営し、相互に連携及び協力するものとする。

2 緊急通報システムの愛称は、「あんしんネット119」とする。

（事務の分担）

第5条 保健福祉局は、次の各号に掲げる事務を担当するものとする。

- (1) 緊急通報システム事業の利用者の決定に関すること。
- (2) 発信設備（ただし、緊通連動住警器を除く。以下、本要綱において同じ。）の設置及び維持管理に関すること。
- (3) 地域協力体制の育成及び維持に関すること。
- (4) 家庭内の事故等に24時間365日対応可能なコールセンターの相談体制整備に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、緊急通報システム事業の総合的な運営及び調整に関すること。

2 消防局は、次の各号に掲げる事務を担当するものとする。

- (1) 受信設備による受信業務に関すること。
- (2) 通報を行った利用者の救護その他災害への対応に関すること。
- (3) 緊通連動住警器事業の利用者の決定に関すること。
- (4) 受信設備及び緊通連動住警器の設置及び維持管理に関すること。
- (5) 緊急通報システム事業に係る保健福祉局等への防災上の意見具申等に関すること。

第2章 緊急通報システム事業

（対象者）

第6条 緊急通報システムを利用することができる者は、次の各号に規定する要件に該当する者で、単身高齢者世帯等に属しているものとする。

- (1) 本市の区域内に居住するおおむね65歳以上の在宅の高齢者又は重度の身体障害者（身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別が1級又は2級であるものをいう。以下「重度身体障害者」という。）であること。
- (2) 身体の障害、傷病その他の事由により、緊急事態に遭遇したときに機敏な行動をすることが困難であること。

（申込）

第7条 緊急通報システムを利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、緊急通報システム利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に緊急通報システム利用登録票（第2号様式）及び承諾書（第3号様式）を添えて、利用希望者の居住地を管轄する区役所等所轄課を経て市長に提出するものとする。

2 利用希望者は、前項の規定による申込みをするときは、あらかじめ、原則として2人以上の近隣協力員を選定しなければならない。

（調査）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、緊急通報システ

ムの利用に関し必要な限度において、当該区役所等所轄課に当該利用希望者の生活状況、収入状況その他の事項を調査させるものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による調査を当該利用希望者の居住地を管轄する消防署その他の関係機関と連携を図りながら行わせるものとする。

（利用の決定等）

第9条 市長は、前条の規定による調査の結果により、利用希望者が第6条の規定による要件に該当していると認めるときは、その者につき緊急通報システムを利用させることを決定する。ただし、利用希望者が正当な理由がなく、前条の規定による調査を拒んだときは、この限りでない。

- 2 市長は、緊急通報システムを利用させることを決定したときは、緊急通報システム利用決定通知書（第4号様式）によりその旨を通知し、利用させないことを決定したときは緊急通報システム利用決定取消等通知書（第5号様式）によりその旨を当該利用希望者に通知するものとする。

（発信設備の設置）

第10条 市長は、前条第1項の規定により緊急通報システムを利用させることを決定したときは、その者の居宅に発信設備を設置する。

- 2 市長は、前項の規定により発信設備を設置するときは、消防署その他の関係機関の職員の立会いを求めることができる。

（費用負担）

第11条 利用者又はその者の属する世帯の生計中心者は、別表の利用者世帯の区分に応じ同表の中欄に掲げる発信設備の賃借料を負担しなければならない。

- 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定により利用者又は費用負担者が負担する賃借料を減額し、又は免除することができる。

（利用者の義務）

第12条 利用者は、善良な管理者としての注意をもって発信設備を使用し、又は管理しなければならない。

- 2 利用者は、発信設備をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、担保に供し、又はその現状を変更してはならない。
- 3 利用者は、申請書及びその添付書類に記載した事項を変更したときは、緊急通報システム現況変更届出書（第6号様式）により、速やかにその旨を区役所等所轄課を経て市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の届出により利用者の登録情報が変更されたときは、緊急通報システム登録変更通知書（第6号様式の2）によりその旨を当該利用者に通知するものとする。

（発信設備の返還）

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、発信設備を返還させるものとする。

- (1) 第6条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段によって発信設備の貸与を受けたとき。
- (3) 正当な理由がなく、賃借料の支払いを怠ったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、発信設備を返還させるときは、緊急通報システム利用決定取消等通知書（第5号様式）により当該利用者にその旨を通知するものとする。

（緊急通報の受信体制等）

第14条 消防局長は、受信設備を指令センターに設置し、利用者からの緊急通報を受信させるものとする。

2 指令センター長は、緊急通報を受信したときは、所定の措置を行い、近隣協力員に連絡し、必要な協力を要請するとともに、必要に応じて関係者に連絡を行うものとする。

（関係機関との連携）

第15条 区役所等所轄課は、この事業の目的を達成するため、及びこの事業の円滑な推進のために、常に消防署その他の関係機関と連携を図るよう努めなければならない。

（委託）

第16条 市長は、緊急通報システム事業のうち、発信設備及び受信設備の維持管理並びに発信設備の貸与に関する業務その他の市長が適当と認める業務を本市以外の者に委託することがある。

第3章 緊通連動住警器事業

（対象者）

第17条 緊通連動住警器を利用することができる者（以下「連動対象者」という。）は、利用者のうち次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法第27条の規定に基づき要介護3、4又は5の認定を受けている者
- (2) 重度身体障害者で、自力歩行が不能である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、消防局長が別に定める者

（申込）

第18条 緊通連動住警器を利用しようとする者（以下「連動希望者」という。）は、緊通連動住警器利用申請書（第7号様式）を、連動希望者の居住地を管轄する消防署長又は担当する消防分署長（以下「消防署長等」という。）を経て市長に提出するものとする。

（調査）

第19条 市長は、前条の規定による緊通連動住警器利用申請書の提出があったときは、

緊通連動住警器の利用に関し必要な限度において、消防局長に当該連動希望者の生活状況その他の事項を調査させるものとする。

(利用の決定等)

第20条 市長は、前条の規定による調査の結果により、連動希望者が第17条の規定による要件に該当すると認めるときは、その者につき緊通連動住警器を利用させることを決定する。ただし、連動希望者が正当な理由がなく、前条の規定による調査を拒んだときは、この限りでない。

2 市長は、緊通連動住警器を利用させることを決定したときは、緊通連動住警器利用決定通知書（第8号様式）、利用させないことを決定したときは、緊通連動住警器利用決定取消等通知書（第9号様式）によりその旨を当該連動希望者に通知するものとする。

(緊通連動住警器の設置)

第21条 市長は、前条の規定により緊通連動住警器を利用させることを決定したときは、連動希望者が就寝の用に供する居室に緊通連動住警器を設置する。

(緊通連動住警器の返還)

第22条 市長は、緊通連動住警器を利用する者（以下「連動利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、緊通連動住警器を返還させるものとする。

(1) 第17条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 緊通連動住警器の利用を辞退するとき。

2 市長は、前項の規定により緊通連動住警器を返還させるときは、緊通連動住警器利用決定取消等通知書（第9号様式）によりその旨を当該連動利用者に通知するものとする。この場合において、連動利用者は、前項第2号の規定により緊通連動住警器の利用を辞退するときは、緊通連動住警器利用辞退書（第10号様式）を、消防署長等を経て市長に提出するものとする。

(準用)

第23条 第11条、第12条（第3項を除く。）及び第16条の規定は、緊通連動住警器について準用する。この場合において、第11条中「利用者」とあるのは「連動利用者」と、「中欄」とあるのは「右欄」と、「発信設備」とあるのは「緊通連動住警器」と、第12条中「利用者」とあるのは「連動利用者」と、「発信設備」とあるのは「緊通連動住警器」と、第16条中「緊急通報システム事業」とあるのは「緊通連動住警器事業」と、「発信設備」とあるのは「緊通連動住警器」と読み替えるものとする。

(補則)

第24条 この要綱の実施に関し必要な事項は、保健福祉局の所轄部長が定める。

2 保健福祉局の所轄部長は、前項の規定によりこの要綱の実施に関し必要な事項を定め

るときは、消防局の所轄部長とあらかじめ協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 年 1 2 月 1 日から実施する。

(経過措置)

- 2 平成 1 0 年 1 0 月 1 9 日以前の京都市緊急通報システム事業運営要綱第 8 条第 2 項の規定により緊急通報システムの利用の決定があった者については、平成 1 6 年 4 月 1 日に施行された京都市緊急通報システム事業運営要綱（以下「新要綱」という。）第 9 条第 1 項の規定により利用の決定があったものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成 6 年 6 月 3 0 日以前の京都市緊急通報システム事業運営要綱第 8 条第 2 項の規定により緊急通報システムの利用の決定があった者のうち、世帯階層区分に異動がないため、専用電話機の回線・配線使用料を負担していない者については、平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間に西日本電信電話株式会社から請求があった分の専用電話機の回線・配線使用料の負担を要しないものとする。
- 4 平成 1 6 年 3 月 3 1 日以前の京都市緊急通報システム事業運営要綱別表又は別表第 1 の世帯階層区分の欄の D から G までに該当する者として緊急通報システムの利用の決定があった者のうち、費用負担の変更により新要綱別表世帯階層区分の欄の A から C までに該当する者を除き、新要綱別表世帯階層区分の欄の D に該当するものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の京都市緊急通報システム事業運営要綱別表 1 の負担額表（以下「改正後の負担額表」という。）は、平成 5 年 7 月分の京都市緊急通報システム事業運営要綱の第 10 条の規定による設置費用等（以下「費用」という。）から適用し、同年 6 月分以前の費用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の京都市緊急通報システム事業運営要綱別表（以下「改正後の別表」という。）は平成 6 年 7 月 1 日以降に申請を受理したものに適用する。ただし、平成 6 年 6 月 3 0 日以前に申請を受理したものであっても同年 7 月 1 日以降に階層区分の異動があった場合には改正後の別表を適用する。

附 則

この要綱は平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市緊急通報システム事業運営要綱別表（以下「改正後の別表」という。）は平成 20 年 7 月 1 日以降に申請を受理したものに適用する。ただし、平成 20 年 6 月 30 日以前に申請を受理したものであっても同年 7 月 1 日以降に階層区分の異動があった場合には改正後の別表を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市緊急通報システム事業運営要綱別表（以下「改正後の別表」という。）は平成 21 年 7 月 1 日以降に申請を受理したものに適用する。ただし、平成 21 年 6 月 30 日以前に申請を受理したものであっても同年 7 月 1 日以降に階層区分の異動があった場合には改正後の別表を適用する。

附 則

この要綱は平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市緊急通報システム事業等運営要綱別表（以下「改正後の別表」という。）は平成 22 年 7 月 1 日以降に申請を受理したものに適用する。ただし、平成 22 年 6 月 30 日以前に申請を受理したものであっても同年 7 月 1 日以降に階層区分の異動があった場合には改正後の別表を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市緊急通報システム事業等運営要綱別表（以下「改正後

別表」という。)は、平成24年7月分の京都市緊急通報システム事業等運営要綱の第11条の規定による賃借料から適用し、同年6月分以前の費用については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 平成24年6月30日以前に発信設備を設置したもので、改正前の京都市緊急通報システム事業等運営要綱別表(以下「改正前別表」という。)で確認した利用者世帯の区分と改正後別表で確認した利用者世帯の区分に差異が生じた場合、平成25年6月30日までは、改正前別表により確認した利用者世帯の区分に対応する発信設備の賃借料を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の京都市緊急通報システム事業等運営要綱別表は、平成26年4月分の京都市緊急通報システム事業等運営要綱の第23条の規定による賃借料から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 利用決定通知書(第4号様式)、利用決定取消等通知書(第5号様式)、現況変更届出書(第6号様式)、登録変更通知書(第6号様式の2)については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 承諾書(第3号様式)、緊通連動住警器利用申請書(第7号様式)、緊通連動住警器利用決定取消等通知書(第9号様式)、緊通連動住警器利用辞退書(第10号様式)については、当面の間、従前の様式によることができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 緊通連動住警器利用決定通知書(第8号様式)については、当面の間、従前の様式に

よることができる。

別表（第 11 条及び第 23 条関係）

緊急通報システムの発信設備及び緊通連動住警器の賃借料（保守点検料を含む）

利 用 者 世 帯 の 階 層 区 分		発信設備の賃借料 (月額) (保守点検料を含む。)	緊通連動住警器の 賃借料(月額) (保守点検料を含む。)
A	生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯	0 円	0 円
B	生計中心者の前年合計所得金額が 350,000円以下の世帯	1 5 0 円	0 円
C	生計中心者の前年合計所得金額が 350,001円以上400,000円以下の世帯	7 6 8 円	4 5 5 円
D	生計中心者の前年合計所得金額が 400,001円以上の世帯	1, 4 6 2 円	4 5 5 円

備考 1 金額には、消費税相当分（1円未満は切り捨て）を含む。

2 「合計所得金額」とは地方税法第 292 条第 1 項第 13 号の規定により計算された前年分（1 月分から 6 月分までは、前々年分）の合計所得金額をいう。

緊急通報システム利用申請書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	(利用者との続柄) 電話 -

京都市緊急通報システム事業等運営要綱第7条第1項の規定により、緊急通報システム利用を申請します。					
利用者の住所 □申請者と同じ	利用者の氏名 □申請者と同じ				
	(生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日) 電話 -				
生活保護の状況	□受給している □受給していない				
緊急通報システムの利用を希望する理由					
1 □ 身体病弱 (具体的に記載してください)) であり、緊急事態に際して機敏に行動することが困難であり、 かつ、 <table><tr><td>□ ひとり暮らし</td><td rowspan="3">} — のため</td></tr><tr><td>同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ</td></tr><tr><td>□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居</td></tr></table>		□ ひとり暮らし	} — のため	同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ	□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居
□ ひとり暮らし	} — のため				
同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ					
□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居					
2 □ 重度身体障害者 (級 手帳番号) であり、緊急事態に際して機敏に行動することが困難であり、 かつ、 <table><tr><td>□ ひとり暮らし</td><td rowspan="3">} — のため</td></tr><tr><td>同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ</td></tr><tr><td>□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居</td></tr></table>		□ ひとり暮らし	} — のため	同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ	□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居
□ ひとり暮らし	} — のため				
同居者が □65歳以上の高齢者、 □障害者、 □18歳未満の児童のみ					
□ 同居者がいるが、1日のうち連続して8時間以上独居					

注 該当する□にレ印を記入してください。

私は、要綱第11条に規定する賃借料を決定する為に、私が属する世帯の生計中心者の課税状況、生活保護法の規定による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給状況を調査されることに同意します。
□ 私は、心身の状況、置かれている環境に応じた適切な介護、福祉サービスの提供を受けるため、京都市が実施する高齢者保健福祉サービスの受給情報及び家族等が申請人となる高齢者保健福祉サービスの利用に関する情報について、京都市から居住地域を担当する「地域包括支援センター」(京都市が高齢者を総合的に支援するために事業運営を委託している介護保険法上の公的な機関)へ提供することに同意します。
記名押印又は署名
※地域包括支援センターへ情報提供することに同意していただける方は□に✓を記入してください。

京都市緊急通報システム事業等運営要綱第9条第1項の規定により次のとおり決定します。						
□ 緊急通報システムを利用することが適当であると認めます。						
□ 緊急通報システムを利用することが適当であると認めません。						
{ 理由 }						
階 層 区 分	A ・ B ・ C ・ D					
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日	申 請 受 理 番 号				
起 案	年 月 日	課 長	係長	係 員		
決 定	年 月 日					

階 層 区 分 確 認 方 法		
階層区分		確認資料 ☐提出資料 ☐生活福祉課確認 ☐高齢者包括支援ネットワークシステム確認 ☐市民税課確認
生計中心者名		年 月 日 調査員氏名
前年分合計所得金額	円	

◎ 私の状況は次のとおりです。

	姓	名	性別	生	年	月	日	(	年	齢	)	
フリガナ			□男 □女	明治	□							
氏 名				大正	□	年	月	日生(	歳)			
				昭和	□							
住 所	郵便番号(7桁)					-					←必ず記入して下さい。	
	京都市	区 (元	学区)	通り名(ある場合のみ記入)								
	町名	番地	集合住宅名	戸番・部屋番号								
電 話 番 号	—			居住状態	独居□	同居者有□	(					)
携 帯 電 話	—											
身体状況											←30文字程度で記入して下さい。	
かかりつけ医療機関										電話番号	—	
その他特記事項												

住居案内図

◎近隣協力員は、次の方をお願いしています。(2名以上)

順位		姓	名	性別	あなたとの続柄	住所等									
1	フリガナ			□男 □女		郵便番号(7桁)			-			←必ず記入して下さい。	京都市	区	通り名(ある場合のみ記入)
	氏 名					町名	番地	集合住宅名	戸番・部屋番号						
		電話番号 —										かぎを預けて	いる□	いない□	
2	フリガナ			□男 □女		郵便番号(7桁)			-			←必ず記入して下さい。	京都市	区	通り名(ある場合のみ記入)
	氏 名					町名	番地	集合住宅名	戸番・部屋番号						
		電話番号 —										かぎを預けて	いる□	いない□	
3	フリガナ			□男 □女		郵便番号(7桁)			-			←必ず記入して下さい。	京都市	区	通り名(ある場合のみ記入)
	氏 名					町名	番地	集合住宅名	戸番・部屋番号						
		電話番号 —										かぎを預けて	いる□	いない□	

◎住居の管理(病院に搬送されたときなど)は、次の方をお願いしています。

	姓	名	続柄	住 所 等
フリガナ				
氏名				TEL (— —)
	かぎを預けて いる□ いない□			

◎ 緊急時は、次の方に連絡してください。

	姓	名	続柄	住 所 等
フリガナ				
氏名				TEL (— —)
	かぎを預けて いる□ いない□			

年 月 日

承 諾 書

(宛先) 京都市長

利用申込者氏名

私は、京都市緊急通報システムを利用するに当たり、下記の事項を理解し承諾します。

なお、別紙の緊急通報システム利用登録票に記載している近隣協力員の方については、近隣協力員になることについて、本人の承諾を得ています。

記

- 1 機器を大切に使用すること。また、機器を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。
- 2 機器の修理が必要になったときは、直ちに区役所・支所保健福祉センターに連絡すること。
- 3 機器が必要でなくなったときは、直ちに区役所・支所保健福祉センターに連絡すること。
- 4 住所など申請書に記載した事項に変更があったときは、直ちに区役所・支所保健福祉センターに連絡すること。
- 5 機器を破損又は滅失したときは、その修理又は新調に要する費用を負担すること。
- 6 機器利用料等私が負担すべき費用については、京都市が定めた額を毎月（取扱業者名）の指定する銀行口座に自動振替にて支払うこと。
- 7 緊急通報を行ったときに、消防署員、区役所・支所保健福祉センター職員その他の京都市職員若しくは近隣協力員又はその他の緊急通報システムに適切な関係を有する者（以下「関係者等」という。）が、住居内に立ち入ることを認めること。
- 8 緊急時に関係者等がやむを得ず建物の一部などを破損させた場合にも、補修に要する費用の請求その他の補償を求めないこと。
- 9 機器を接続する電話回線を変更する場合は、あらかじめ区役所・支所保健福祉センターに連絡すること。
- 10 機器以外の接続回線を起因とする不具合に関するいかなる苦情及び損害賠償について、一切申し立てないこと。
- 11 （その他特に誓約すべきことがある場合は、記入してください。）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当 保健福祉センター)

緊急通報システム利用決定通知書

年 月 日 付けにて申請のあった緊急通報システムの利用については、利用することが適当であると決定したので、京都市緊急通報システム事業等運営要綱第9条第2項の規定により、通知します。

なお、利用に当たっては、下記の事項を順守してください。

機器設置予定日	年	月	日
機 器 利 用 料	月額	円	

記

- 1 機器は、大切に使用してください。また、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。
- 2 機器の修理が必要になった場合は、直ちに区役所・支所の保健福祉センターにご連絡ください。
- 3 老人ホーム、老人保健施設、病院などへ入所、入院されたとき、又はその他の事情により機器が必要でなくなったときは、直ちに区役所・支所保健福祉センターにご連絡ください。
- 4 あなたの住所など申請書・登録票に記載した事項に変更があったときは、所定の用紙にて直ちに区役所・支所保健福祉センターに届け出てください。
- 5 緊急通報の受信に不具合が生じるおそれのある電話回線が一部ありますので、機器を接続する電話回線を変更する場合は、あらかじめ区役所・支所保健福祉センターにご連絡ください。
- 6 機器利用料その他の負担すべき費用については、京都市が定めた額を（取扱業者名）の指定する銀行口座に自動振替にて支払ってください。

備考 1 機器利用料は、7月に変更される場合があります。

2 虚偽の申請その他不正な手段によって緊急通報システム利用決定を受けたとき、又は正当な理由なしに負担すべき費用の支払いを怠ったときは、この利用決定を取り消し、機器の返還を命じることがあります。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当 保健福祉センター)

緊急通報システム利用決定取消等通知書

年 月 日 付にて ☐ 申 請 の あ っ た 緊急通報システムの利用については、
☐ 利用が認められた

☐ 利用することが適当であると認められません
下記の理由により ☐ 利 用 決 定 を 取 り 消 し ま す

☐ 第 9 条 2 項
システム事業要綱 の規定により、通知します。
☐ 第 1 3 条 2 項

記

【 理 由 】

備考 該当する□にレ印を記入しています。

緊急通報システム現況変更届出書

(宛 先) 京 都 市 長		年 月 日	
届出者		利用者	
氏名		氏名 ☐ 届出者と同じ	
住所		電話 -	
電話 -		登録番号	

緊急通報システムの利用に係る申請書(添付書類を含む。)の記載事項について変更したので、京都市緊急通報システム事業等運営要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変 更 内 容	
利用者に関する事項 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 電話番号	
☐ 近隣協力員の住所、氏名その他近隣協力員に関する事項	
☐ そ の 他	

備考 該当する□にレ印を記入してください。

<京都市記入欄>		連絡日	月 日	区役所・支所(高齢 / 障害)	
☐ 工事不要(☐ 機器持参 ・ ☐ 機器紛失)			担当者名()		
☐ 工事要(☐ 撤去 ・ ☐ 移設(機器持参: ☐ あり ・ ☐ なし))					
(日程)第1希望日	月 日 時 分	第2希望日	月 日 時 分		
第3希望日	月 日 時 分	回線開通日	月 日 時 分		
対応者	☐ 利用者 ・ ☐ その他(氏名: 関係:)				
(日程連絡先)	電話番号: - 希望連絡日時:				
撤去理由	☐ 死亡 ・ ☐ 入院 ・ ☐ 施設入所 ・ ☐ その他()				
入金案内送付先 (利用料連絡先)	〒 ☐ 利用者と同じ ☐ 届出者と同じ ☐ 対応者と同じ 氏名: TEL:				

<(取扱業者名)からの連絡記載欄>

区役所・支所連絡日	月 日	工事日	月 日 時 分 ~
最終利用料	円	口座振込送付日	月 日
待合せ場所	☐ 利用者自宅 ・ ☐ その他()		

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当 保健福祉センター)

緊急通報システム登録変更通知書

緊急通報システムの利用者登録情報が変更されましたので、京都市緊急通報システム事業等運営要綱第12条第4項の規定により、通知します。

なお、利用に当たっては、下記の事項を順守してください。

記

- 1 機器は、大切に使用してください。また、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。
- 2 機器の修理が必要になった場合は、直ちに区役所・支所保健福祉センターにご連絡ください。
- 3 老人ホーム、老人保健施設、病院などへ入所、入院されたとき、又はその他の事情により機器が必要でなくなったときは、直ちに区役所・支所保健福祉センターにご連絡ください。
- 4 あなたの住所など申請書・登録票に記載した事項に変更があったときは、所定の用紙にて直ちに区役所・支所保健福祉センターに届け出てください。
- 5 緊急通報の受信に不具合が生じるおそれのある電話回線が一部ありますので、機器を接続する電話回線を変更する場合は、あらかじめ区役所・支所保健福祉センターにご連絡ください。
- 6 機器利用料その他の負担すべき費用については、京都市が定めた額を(取扱業者名)の指定する銀行口座に自動振替にて支払ってください。

- 備考
- 1 機器利用料は、7月に変更される場合があります。
 - 2 虚偽の申請その他不正な手段によって緊急通報システム利用決定を受けたとき、又は正当な理由なしに負担すべき費用の支払いを怠ったときは、この利用決定を取り消し、機器の返還を命じることがあります。

緊通連動住警器利用申請書

(宛 先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	(利用者との続柄) 電話 —

京都市緊急通報システム事業等運営要綱第18条の規定により、緊通連動住警器の利用を申請します。(緊通連動住警器は寝室に設置します。)

利用者の住所 □申請者と同じ	利用者の氏名 □申請者と同じ
	(生年月日 年 月 日) 電話 —
日程調整等連絡先 □申請者と同じ	備考欄
(利用者との関係) 電話 —	

緊通連動住警器の利用を希望する理由

1 □ 要介護3	の認定を受けているため
□ 要介護4	
□ 要介護5	
2 □ 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受け、自力歩行が不能であるため 障害の区分など具体的に記載してください。	]
[	
3 □ 消防局長が別に定める者(消防署記入欄)	]
[※	

緊急通報システムの利用状況

1 □ 既に利用している → 緊通ID [※
2 □ 利用していない。(今回同時設置)

注 該当する□にレ印を記入してください。※印の欄は記入しないでください。

ここから下は消防署の記入欄ですので記入しないでください。

京都市緊急通報システム事業等運営要綱第20条第1項の規定により次のとおり決定します。			
緊通連動住警器を利用することが適当であると □ 認めます。 □ 認めません。			
[認めない理由]			
階 層 区 分	A 、 B 、 C 、 D		
申 請 受 理 年 月 日	年 月 日	申 請 受 理 番 号	

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当 消防署(分署)消防課)

緊通連動住警器利用決定通知書

年 月 日付けにて申請のあった緊通連動住警器の利用については、利用することが適当であると決定したので、京都市緊急通報システム事業等運営要綱第20条第2項の規定により、通知します。

なお、利用に当たっては、下記の事項を順守してください。

緊通連動住警器設置予定日	年 月 日
緊通連動住警器利用料	円

記

- 1 緊通連動住警器は、大切に使用してください。また、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。
- 2 緊通連動住警器の修理が必要になった場合は、直ちに消防署（分署）消防課に御連絡ください。
- 3 緊通連動住警器が必要でなくなった場合は、直ちに消防署（分署）消防課に御連絡ください。
- 4 緊通連動住警器利用料その他の負担すべき費用については、京都市が定めた額を毎月（取扱業者名）の指定する銀行口座に自動振替にて支払ってください。

備考 1 機器利用料は、7月に変更される場合があります。

2 虚偽の申請その他不正な手段によって緊通連動住警器利用決定を受けたとき、又は正当な理由なしに負担すべき費用の支払いを怠ったときは、この利用決定を取り消し、緊通連動住警器の返還を命じることがあります。

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長
(担当 消防署(分署)消防課)

緊通連動住警器利用決定取消等通知書

年 月 日付けにて ☐ 申請のあった 緊通連動住警器の利用について
☐ 利用が認められた

は、下記の理由により ☐ 利用することが適当であると認められません
☐ 利用決定を取り消します ので、京都市緊急

通報システム事業等運営要綱 ☐ 第 2 0 条第 2 項
☐ 第 2 2 条第 2 項 の規定により、通知します。

記

[理 由]

備考 該当する□にレ印を記入しています。

第 1 0 号様式（第 2 2 条関係）

年 月 日

緊通連動住警器利用辞退書

京都市長宛て

利用者氏名

申請者氏名

（利用者との続柄 ）

私は、緊通連動住警器の利用を辞退します。

[辞退する理由]